

韓国知的財産ニュース 2020年7月後期

(No. 419)

発行年月日：2020年8月7日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、7月16日から31日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 デザイン保護法施行規則の一部改正令（案）立法予告
- 1-2 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律一部改正法律案
- 1-3 デザイン保護法の一部改正法律案
- 1-4 特許法の一部改正法律案
- 1-5 商標法一部改正法律案

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、「第3次ポストコロナ時代に備える専門家懇談会」を開催
- 2-2 「慶南西部知識財産センター」の看板上掲式を開催
- 2-3 官民合同の「海外知的財産保護タスクフォース」会議を開催
- 2-4 特許庁、出願人とコミュニケーションする協議審査を試験的に実施する！
- 2-5 特許庁、積極行政の優秀事例に褒賞
- 2-6 「政府部処レベルの公共技術移転・事業化のロードショー」を開催
- 2-7 世界5大知的財産強国(IP5)、新型コロナウイルスの危機に共同対応！
- 2-8 特許庁の知的財産eラーニングコンテンツを活用する大学が急増
- 2-9 忠清南道西部地域における中小企業の知財権相談は瑞山で
- 2-10 特許庁、「特許共済」融資商品を販売開始
- 2-11 特許創出、戦略的R&D企画、知財権紛争対応など中小企業の知財能力を強化
- 2-12 国民の目線に立った「知的財産審査・審判」サービスの導入

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 不正競争行為の申告、新型コロナウイルスの余波でも増加中
- 3-2 特許庁、海外のオンライン模倣品流通対応を強化する

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 特許庁、直近 5 年間のホームトレーニング商品に関連する商標出願が 126%増加
- 4-2 外食業に関する商標出願が右肩上がりの増加傾向
- 4-3 品質とブランドを強みとする K-ビューティ化粧品の商標出願が増加

その他一般

※今号はありません。

法律、制度関連

1-1 デザイン保護法施行規則の一部改正令（案）立法予告

電子官報（2020.6.26.）

産業通商資源部公告第 2020-403 号

デザイン保護法施行規則を改正するに当たり、国民に事前に知らせ、それに対する意見を聞くために、その改正理由と主要内容を行政手続法第 41 条の規定に基づき、次のとおり公告します。

2020 年 6 月 26 日

産業通商資源部長官

デザイン保護法施行規則の一部改正令（案）立法予告

1. 改正理由

書体デザイン図面に対する提出の簡便化、3D デザイン図面に対する提出要件の緩和、登録デザインの活用情報に対する出願書記載の許諾、一部審査に対する対象品目の拡大等、出願人の出願便宜を図る一方、登録デザインの表示方法の多様化等の知的財産権表示の指針制定による関連規定を改善・補完するものである。

2. 主要内容

- イ. 書体デザイン図面に対する提出の簡便化（案別紙第 2 号、第 3 号及び第 5 号の書式）
書体デザイン図面のフォントファイルの提出を許容する。
- ロ. 3D デザイン図面の提出形式の緩和（案別紙第 2 号及び第 3 号の書式）

2D で出願した図面の 3D 補正を許容し、3D で出願した図面の 2D 補正を許容する。

ハ. 登録デザインに対する活用情報の出願書記載を許容（案別紙第 3 号の書式）

デザイン登録出願書に「国家研究開発事業」、「デザイン移転希望」事項を記載できるようにする。

二. 登録デザインに対する表示方法の多様化（案第 101 条）

デザイン表示を行う場合、登録番号が掲載されたインターネットアドレス（QR コード等）の表示を許容し、表示方法等に対する具体的な基準を行政規則（告示）に委任する。

ホ. 一部審査に対する対象品目の拡大（案第 38 条第 3 項）

一部審査登録出願の対象品目を第 1、3、9、11 類まで拡大する。

3. 意見提出

デザイン保護法施行規則の一部改正令案について意見がある団体又は個人は、2020 年 8 月 5 日までに統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（参照：デザイン審査政策課長）に提出してください。一部改正令案の全文を読みたい方は、特許庁のウェブサイト (<http://www.kipo.go.kr> 冊子/統計→法令及び条約→立法予告) をご参照ください。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見（賛否意見とその理由）

ロ. 姓名（法人、団体の場合は、その名称と代表者姓名）、住所及び電話番号

ハ. その他の参考事項

※送り先

特許庁デザイン審査政策課：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）政府大田庁舎 4 棟
1305 号（郵便番号：35208）

電話：(042) 481-8602、Fax：(042) 472-3468

電子メール：juris72@korea.kr

1 - 2 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律一部改正法律案

議案情報システム (2020. 7. 16.)

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案

議案番号：2038

提案日：2020年7月16日

提案者：ソン・オクジュ議員外9人

改正理由及び主要内容

「公社」という単語は公企業等、公共機関の名称で広く使われているが、公企業でない民間企業が「公社」という単語を商号として使用し、製品を広報・販売することにより、消費者が公企業の製品として誤認する事例が見つかっている。

これは自身の固有ブランド開発に対する努力なしに「公社」という単語が与える安定したイメージと信頼度を利用する、ただ乗りの行為であり、消費者を混乱させ、同種業界に従事する他企業との公正な競争秩序を歪曲するおそれがあるという批判を受けている。そこで、消費者の混乱を防止し公正な競争秩序を維持するために、公共機関ではないのに「公社」、「公団」等の単語を商号に使用し、公共機関等と誤認させる行為を不正競争行為としてみなして制裁できる根拠を設けるためのものである(案第2条、第3条の2、第7条、第8条、第15条及び第18条)

法律第 号

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のとおり改正する。

第2条第1号二目からル目までを、それぞれホ目からヲ目までとし、同号に二目を次のとおり新設する。

二. 「公共機関の運営に関する法律」に基づく公共機関又は「地方公企業法」に基づく地方公企業(以下、「公共機関など」という。) ではないのに「公社」や「公団」等の大統領令で定める文字を商号に使用することにより公共機関等と誤認させる行為

第3条の2第1項の各号外の部分のうち、「第2条第1号二目」を「第2条第1号ホ目」に、「ホ目の」を「へ目の」にし、同条第2項第2号のうち、「第2条第1号二目」を「第2条第1号のホ目」に、「ホ目に」を「へ目に」にする。

第7条第1項のうち、「チ目とル目は」を「リ目とヲ目は」にする。

第8条のうち、「チ目とル目は」を「リ目とヲ目は」にする。

第15条第2項のうち、「第2条第1号二目からへ目まで」を「第2条第1号ホ目からト目まで」にし、「ヌ目及びル目」を「ル目及びヲ目」にする。

第18条第3項第1号のうち、「チ目」を「リ目」に、「ヌ目」を「ル目」に、「ル目は」を「ヲ目は」にする。

附 則

第1条(施行日)この法律は公布後6ヵ月が経過した日から施行する。

第2条(他の法律の改正)商標法の一部を次のとおり改正する。

第92条第2項のうちの「第2条第1号ヌ目」を「第2条第1号ヲ目」とする。

1-3 デザイン保護法の一部改正法律案

議案情報システム (2020.7.20.)

デザイン保護法の一部改正法律案

議案番号：2176

提案日：2020年7月20日

提案者：キム・ジョンホ議員外9人

提案理由及び主要内容

現行法は、デザインの定義を物品の形状・模様・色彩又はこれらを結合したものと規定しており、物品性があるものだけが現行法の保護範囲に含まれている。

しかし、新技術の登場により画像デザインの活用度が高くなっている状況の中で、物品に表示される画像に対する法律的な保護の根拠が不在しており、新産業の創出機会の喪失とともにデザインに対する国際競争力を弱化させるという懸念が提起されている。

それを受けデザインの定義を物品性のない画像の形態にまで拡大して規定することで、新技術デザインに対する保護を強化するためのものである(案第2条)。

法律第 号

デザイン保護法の一部改正法律案

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第2条第1号のうち、「及び書体を含む。以下同じ」を、「、書体及び物品の液晶画面に表示された画像を含む。以下「物品等」という」にする。

第34条第3号及び第4号のうち、「物品」を、それぞれ「物品等」にする。

第37条第1項第3号及び同条第2項第1号のうち、「物品及び」をそれぞれ「物品等及び」にし、同条第4項の前段のうち、「物品に」を「物品等に」とし、同項の後段の「物品」を

「物品等」にする。

第41条の前段のうち、「物品に」を「物品等に」にする。

第42条第1項及び第2項の「物品」を、それぞれ「物品等」にする。

第63条第2項のうち、「物品」を「物品等」にする。

第109条の本文のうち、「物品」を「物品等」にする。

第113条第3項のうち、「物品」を「物品等」にする。

第114条のうち「物品」を、それぞれ「物品等」にする。

第127条第1項第4号中「物品及び」を「物品等及び」にする。

第161条第1項の各号以外の部分の「物品」を「物品等」にし、同条第2項第2号のうち、「物品」を、それぞれ「物品等」とする。

第175条第2項第6号のうち、「物品及び」を「物品等及び」にする。

第179条第3項のうち、「物品、」をそれぞれ「物品等、」にする。

第196条第1項「物品及び」「物品等及び」にする。

第214条のうち、「物品」を、それぞれ「物品等」にする。

第215条第1号及び第3号中「物品」を、それぞれ「物品等」にする。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後1年経過した日から施行する。

第2条（一般的な適用例）この法律は、この法律の施行後に出願したデザイン登録出願から適用する。

1-4 特許法の一部改正法律案

議案情報システム（2020.7.20.）

特許法の一部改正法律案

議案番号：2177

提案日：2020年7月20日

提案者：キム・ジョンホ議員外9人

提案理由及び主要内容

現行法は、特許出願の審査の際、出願公開後に特許出願人でない者が業として特許出願された発明を実施していると認める場合、又は大統領令で定める特許出願であって緊急に処理する必要があると認める場合には、他の特許出願に優先して審査させることがで

きると規定している。

しかし、最近の「新型コロナウイルス感染症」など、国家的災難と関わりそれを克服するために緊急審査が必要な特許出願の場合、優先審査の対象に含まれていないことにより、特許審査が遅れているという指摘が提起されている。

それを受け、特許出願の優先審査の事由に災難・災害復旧など公益上必要であると認める場合を追加することで、適時に特許審査が行われるようにするためのものである。(案第61条)

法律第 号

特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第61条第2号を第3号にし、同条に第2号を次のように新設する。

2. 災難・障害復旧など公益上必要であると認める場合

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布した日から施行する。

第2条（優先審査に関する適用例）第61条第2号の改正規定は、この法律の施行前に出願された特許出願にも適用する。

1 - 5 商標法一部改正法律案

議案情報システム (2020.7.23.)

商標法一部改正法律案

議案番号：2330

提案日：2020年7月23日

提案者：キム・ジョンホ議員外9人

改正理由

現行法律は、商標権者等の権利保護のために商標権又は専用使用権に関する侵害行為について規定している。

しかし、オンラインによる模倣品販売の急増を受け、オンライン上での商標権侵害行為を防止すべきであるという指摘が持続的に提起されている。特に、直近3年間、特許庁に受け付けられた模倣品申告の97%がオンライン流通模倣品に該当するにもかかわらず、これに対する制裁根拠が不十分な状況である。

そこで、オンラインサービス提供者に対する定義を新設し、オンラインサービス提供者による侵害行為及び責任制限規定を設けることにより、商標権等に対する権利保護を強化しようとするものである。

主要内容

- イ. オンラインサービス提供者に対する定義を新設する(案第2条第1項第12号新設)
- ロ. オンラインサービス提供者による商標権侵害行為について規定する(案第108条第3項新設)
- ハ. オンラインサービス提供者が注意義務を履行した場合、免責を受けられる根拠を設ける(案第108条の2新設)
- ニ. オンラインサービス提供者が持っている権利侵害者に対する情報提供の請求を可能とする根拠を設ける(案第108条の3新設)

法律第 号

商標法一部改正法律案

商標法の一部を次のとおり改正する。

第2条第1項に第12号を次のとおり新設する。

12. 「オンラインサービス提供者」とは、利用者が情報通信網（「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」第2条第1項第1号の情報通信網をいう。）へのアクセス、情報通信網を通じて商品などの譲渡又は引渡しができるようにするサービスの提供、そのための設備を提供又は運営する者をいう。

第108条に第3項を次のとおり新設する。

③オンラインサービス提供者が行った、次の各号のいずれかに該当する行為は商標権又は専用使用権を侵害したものとみなす。

1. 他人の商標権又は専用使用権の侵害誘発事実を知りながら販売仲介の利用を続けることを許諾する行為
2. 他人の商標権又は専用使用権の侵害誘発事実を知りながらサービスを利用するよう誘導又は斡旋する行為

第108条の2及び第108条の3をそれぞれ次のとおり新設する。

第 108 条の 2(オンラインサービス提供者の責任制限)①オンラインサービス提供者は他人の商標権又は専用使用権を侵害しないように必要な措置を取らなければならない。但し、オンラインサービス提供者は、次の各号の行為と関連し、商標権又は専用実施権が侵害されてもその侵害に対し責任を負わない。

1. 商標権又は専用使用権の侵害が認められる該当商品の販売中止や利用者が接近できないようにした場合

2. 商標権又は専用使用権の侵害予防のために、大統領令で定めるところにより掲示物に対するモニタリングを周期的に実施した場合

②第 1 項にもかかわらず、オンラインサービス提供者が第 1 項による措置を取ることが技術的に不可能な場合には、商標権又は専用使用権の侵害に対し責任を負わない。

第 108 条の 3 (情報提供の請求) ①この法律に基づいて保護される自分の権利が侵害されたと主張する者(以下、この条では「権利主張者」という)が民事上の訴提起及び刑事上の告訴のために該当オンラインサービス提供者に、そのオンラインサービス提供者が持っている該当侵害者の姓名と住所等、必要な最小限の情報提供を要請したが、オンラインサービス提供者がこれを拒絶した場合、権利主張者は特許庁長に該当オンラインサービス提供者に対しその情報の提供を命令することを請求することができる。

②特許庁長は第 1 項に基づく請求があれば、大統領令で定めるところによりオンラインサービス提供者に該当侵害者の情報を提出するよう命ずることができる。

③オンラインサービス提供者は第 2 項の命令を受けた日から 7 日以内にその情報を特許庁長に提出しなければならない。特許庁長はその情報を第 1 項に基づいて請求をした者に提供しなければならない。

④第 3 項に基づき該当侵害者の情報提供を受けた者は、該当情報を第 1 項の請求目的以外の用途で使用してはならない。

⑤その他に、侵害者に関する情報の提供に対し必要な事項は大統領令で定める。

付 則

第 1 条(施行日)この法律は公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

関係機関の動き

2-1 特許庁、「第3次ポストコロナ時代に備える専門家懇談会」を開催

韓国特許庁 (2020.7.16.)

知的財産で「韓国型ニューディール」の成功を後押しする！

韓国特許庁は、7月16日（木曜）午後2時に韓国知識財産センターで、私たちの日常生活と産業・経済に根本的な変化をもたらすと見込まれる、ポストコロナ時代の知的財産における政策方向を模索するために、産・学・研のさまざまな分野の専門家と「第3回ポストコロナ時代に備えた専門家懇談会」を開催した。

今回の懇談会は、計3回で計画された専門家懇談会の最後の回であり、「デジタル経済の加速化と産業構図の変化」（第1回）と「消費・生産・流通の非対面化」（第2回）をテーマに、2回に渡って開催された。

最近、大きな話題となっている「グローバル・バリューチェーン（GVC）の再編」と「韓国型グリーンニューディール」をテーマに開かれた今回の懇談会では、新型コロナウイルスによる変化と危機が逆説的に韓国にはチャンスになるという内容の議論が交わされた。

「韓国型グリーンニューディールの必要性」で、最初に発表したユ・ジョンイル韓国開発研究院（KDI）の国際政策大学院長は、低成長・格差社会などによって危機にさらされている韓国経済が、持続可能な成長という新たな経路に転換するためには、経済のパラダイムの変化が必要であると強調した。

「グリーン」と「成長」を補完的に結合し、民主的な合意と社会的な公平性を考慮した上で、「韓国型ニューディール」の実行に成功すれば、韓国がポストコロナ時代をリードする国として国際協力体制の再編における主導的な役割を果たすことができると展望している。

次に、「グローバル・バリューチェーン（GVC）の再編と韓国の機会」というテーマで発表した、チェ・ナクギョン対外経済政策研究院の招請研究委員は、新型コロナウイルスによるリスクの増大と米中貿易紛争、新保護貿易主義などにより、世界の主要地域別および産業別に多様なパターンのGVC再編が行われており、IT技術、デザインなどが結合された高付加価値の生産段階に集中されている。また、韓国国内の産業および貿易構造

を高度化し、コア技術の育成と規制緩和を通じて GVC 再編を韓国の機会にしなければならぬと述べた。

続いて特許ビッグデータ分析（※）を通じて「水素産業における有望技術の分析」の結果を発表した、韓国特許戦略開発院のキム・ウォンソン専門委員は、ポストコロナ時代に経済回復と気候危機の克服を同時に達成できる「グリーンニューディール」のエネルギー転換の中心になるものとして「水素産業」を挙げた。

※1999年～2018年までに公開された計15万9,509件の日本・米国・欧州・中国・韓国のPCT特許を分析

韓国は、水素自動車および燃料電池の技術力に基づいて、グローバル的な水素モビリティをリードする一方、商用化の段階に到達している日本と、最近の攻撃的に投資している中国に対応できる特許戦略が必要であるという指摘している。

特許庁長は、「パンデミックによるグローバル・バリューチェーンの再編と環境の価値に対する認識変化は、韓国の産業を高度化してグリーン産業へ転換することができる絶好のチャンスを提供した」とし、「『韓国型ニューディール』の実行が成功し、ポストコロナ時代に韓国が世界をリードする国として跳躍できるよう、特許庁もそれをサポートする知的財産政策の推進に最善を尽くす」と述べた。

2-2 「慶南西部知識財産センター」の看板上掲式を開催

韓国特許庁（2020.7.17.）

慶南の知的財産（IP）エコシステムの活性化および競争力強化を支援

韓国特許庁は、7月17日（金曜）午後2時に、晋州商工会議所（慶尚南道晋州市）で「慶南西部知識財産センター」の看板上掲式を開催すると発表した。

行事には、特許庁長、2名の国会議員、慶尚南道経済副知事、晋州市長、晋州市議会議長、晋州商工会議所会長、韓国発明振興会副会長などが参加する予定である。

今回の看板上掲式は、「中小企業 IP 即時支援サービス」（※）サービスのみ提供していた晋州知識財産センターが2020年から「IP ナレプログラム」（※※）を追加提供し、管轄区域も晋州付近の地域まで拡大することになり、名称もそれに合わせて、「慶南西部知識財産センター」に変更し、開催された。

※企業の IP 関連の隘路事項の常時相談・解決をサポートする緊急支援サービス
※※創業企業が創業当初から IP 問題を克服し、安定的な市場参入および中小・中堅企業に成長するように支援する、知的財産能力強化の支援プログラム（コンサルティング、IP ポートフォリオの構築など）

これにより、従来の慶南知識財産センター（昌原所在）と遠距離にあり、アクセス性が悪かった晋州、宜寧、固城所在の中小企業への支援がより活発になると期待している。

看板上掲式の直後には、「IP ナレプログラム」の支援を受ける 11 社を対象にした懇談会と優秀企業事例の発表会も開催され、2020 年に新たに推進された「IP ナレプログラム」事業の成果と改善策も一緒に議論する予定である。

一方、特許庁は、慶南西部知識財産センターのほか、7 ヶ所（※）の知識財産センターも業務範囲と管轄区域を拡大し、全国の中小企業を対象に密着型 IP 支援を推進する計画である。

※京畿南部（水原）、江原西部（春川）、江原南部（太白）、忠北北部（忠州）、忠南西部（端山）、慶北北部（安東）、慶北西部（亀尾）

特許庁長は、「慶南西部地域は、宇宙部品試験センターおよび航空電子技術センターなど、航空関連機関が入居しており、今後その関連分野の発展可能性が大きいため、慶南西部知識財産センターがポストコロナ時代における有望なビジネスを創出できるよう、政府から最大限支援する」と述べた。

2-3 官民合同の「海外知的財産保護タスクフォース」会議を開催

韓国特許庁（2020.7.20.）

海外での知的財産を保護するために、官民が一つになる！

韓国特許庁は 7 月 20 日（月曜）午後 3 時に、ソウル市のウェスティン朝鮮ホテルで、最近海外で急増している模倣品の流通など、海外での知的財産権における侵害問題を議論し、対応策を設けるための官民合同の「海外知的財産保護タスクフォース」会議を開催した。

今回のタスクフォースは、2019年2月に韓国特許庁、産業通商資源部、外交部、文化体育観光部など、9つの政府部処を中心に構成された「海外の韓流便乗企業に対応するタスクフォース」を関連機関および協団体を含む「官民対応タスクフォース」に拡大改編した点で有意義である。

特許庁は、これまで「海外の韓流便乗企業に対応するタスクフォース」を通じて、一部の韓流便乗企業が韓国に不法に設立したペーパーカンパニーに対し、法院の解散命令を誘導し、海外の取締機関との緊密な協力を通じて、現地で大規模な取り締まりを行った事例がある。

今回のタスクフォース会議は、韓国企業的主要な輸出市場として急浮上したが、相対的に知的財産保護に対する劣悪な環境に置かれているため、韓国企業の知的財産権侵害が急増している新南方地域を中心に知的財産保護に関する隘路事項を確認し、関係部処および関連機関で支援できる政策を議論するために開催された。

これにより、会議の最初の順番として、特許庁が関係部処と共同で進めている「新南方地域における韓流ブランドの保護策」が紹介され、その次に、KOTRAの海外知識財産センター（IP-DESK）の主要相談事例と関連協団体および企業の隘路事項に関する発表、それに参加する部処および機関への支援策が議論された。

特に参加した企業は、現地の商標権確保および防御側面で直面する問題、オン・オフラインの模倣品流通を現地で取り締まることの必要性および現地の知的財産権制度および代理人に対する情報不足などを述べ、参加した政府部処や機関の支援を要請した。

特許庁は、当日に提起された課題について関係部処および機関と実務的な議論を重ねて支援策をより具体化する計画であり、今後も官民合同の海外知的財産保護タスクフォースを通じて、業界と政府間、政府部処との相互コミュニケーションを拡大していく計画であると明らかにした。

特許庁長は、「海外知的財産権における侵害事例は、新型コロナウイルスの危機を全力で乗り越えている中小輸出企業にはさらなる負担になる」とし、「海外での知的財産が、韓国が海外進出に成功するための礎になれるよう特許庁、産業通商資源部、外交部、文化体育観光部などの関係部処と力を合わせ、海外での知的財産保護のために全力をつくす」と述べた。

2-4 特許庁、出願人とコミュニケーションする協議審査を試験的に実施する！

韓国特許庁（2020.7.20.）

融合・複合技術の出願に対して出願人が希望する場合、
3人の審査官と一緒に審査する高品質の審査サービスを提供

韓国特許庁は、融合・複合技術の出願に対して出願人が申請する場合、3人の審査官が議論に参加して迅速かつ正確に審査する「コミュニケーション型協議審査」を試験的に実施すると発表した。

これまでは審査官が対象を選定して協議で審査してきたが、これからは出願人が申請する場合にも審査できるように拡大される。

出願人は、特許庁の融合複合技術審査局で審査する出願に対し、「面談」を申請することで、簡単に3人の協議審査を申請することができる。

「面談」は「特許路」の「申請/提出」-「審査申請」のメニューから申請することができ、別途の手数料はかからない。

ただし、運用の初期段階であるため、(1)3人協議の必要性が認められること、(2)代理人が参加することの二つの要件を満たしている場合に限って試験的に運営される。

また、映像会議、電話面談などの非対面面談もできるため、新型コロナウイルスを心配することなく安全に利用することができる。

一方、特許庁は2019年11月に行った融合複合技術審査局の新設をきっかけに、3人の協議審査を本格的に導入しており、3人の審査官が意見を合わせるため、一層高い品質の審査サービスを提供していると評価されている。

今回導入されたコミュニケーション型協議審査は、出願人と審査官間のコミュニケーション・チャンネルである面談制度と3人の協議審査の結合によるシナジー効果が期待される。

特許庁の融合複合技術審査局長は、「面談制度の長所である出願人と審査官間の迅速かつ正確な意見交換、協議審査の長所である集団的知性の活用を結合した高品質の審査サービスを、出願人が選べられるようになったことに大きな意義がある」とし、「コミュニ

ケーション型協議審査は、デジタルニューディール時代を迎える韓国企業を積極的に支援し、さらに企業経営がしやすくなる環境を造ることに貢献できる」と述べた。

2-5 特許庁、積極行政の優秀事例に褒賞

韓国特許庁 (2020.7.21.)

新型コロナウイルスに関連する2件を選定

韓国特許庁は7月21日(火曜)に「上半期の積極行政コンテスト」で選ばれた2つの優秀事例について特許庁長賞を授賞したと発表した。

今回のコンテストは、国民が共感・体感できる優秀事例を発掘して拡散させるために開催され、特許庁の内部から提出された11の事例を対象に、15名の外部専門家で構成された積極行政委員会の審査を経て選定された。

最優秀事例として、「K-ウォークスルーの特許、誕生の秘密はメモ書き一枚」は、全世界で特許出願日の先取り競争が激しい状況の中で、非定型書類も出願書類として認めてほしいという現場からの要求を反映し、研究開発後の研究成果をそのまま提出しても、特許出願日を確保することができるように特許法の関連規定およびシステムを先行的に整備したものである。

(従来)定められた法令上の書式に基づいて特許明細書を作成するように規定されており、早急に発明された特許の出願日を先に確保することが困難である。

(改善)出願時に定められた形式を遵守しない自由形式の明細書(論文、研究ノートなど)を提出できるようにし、ウォークスルーのブースを発明した直後に研究ノートだけを提出して、速やかに出願することができ、海外輸出販路を確保してから、外貨を獲得できるなど「K-防疫」の海外進出をリード

優秀事例である「新型コロナウイルスの特許情報ナビゲーションで道を探す」は、新型コロナウイルス関連のワクチン・治療薬、診断・検査、防護・防疫など分野別の韓国内外の最新特許情報を集めて、迅速に提供し、インターネットやSNSで拡散されている間違った情報のため、国民の混乱と不安が増している状況の中で、より正確で客観的な特許技術情報を提供できるようにしたものである。

(推進背景) 新型コロナウイルスの拡散により、ワクチン・治療薬、検査、防疫などの技術開発に必要な韓国内外の特許情報の迅速な提供、偽情報であるインフォデミック(※)に対する国民の被害予防が必要

※「メタノールを飲むことで、新型コロナウイルスを治療できる」、「歯磨き粉でマスクを洗濯することができる」など

(主要内容) 治療・診断技術、ワクチン開発などに関する特許動向を調査して防護・防疫、診断・検査、治療・ワクチンなどの特許技術情報を提供、代替治療薬の導入検討、強制実施権の発動を検討するなど

特許庁は下半期にも「積極行政コンテスト」を開催し、庁員が担当業務を率先して遂行し、誇りを持つことができるように優秀事例を発掘し、10月に予定されている人事革新処が主管する「中央行政機関の積極行政コンテスト」にも参加する予定である。

特許庁の企画調整官は「特許行政において、国民の立場に立った積極行政をリードし、国民のささいな不便の一つでも見逃さないよう、最善を尽くしたい」と述べた。

2-6 「政府部処レベルの公共技術移転・事業化のロードショー」を開催

韓国特許庁 (2020. 7. 22.)

事業化が有望な優秀公共技術の 432 件が全部集まる！

韓国の科学技術情報通信部、国土交通部、海洋水産部、中小ベンチャー企業部、特許庁は、7月23日(木曜)午後2時、ソウル市内の蚕室ロッテタワーで「公共技術移転ロードショー」(以下ロードショー)を開催すると発表した。

今回のイベントは、政府の研究開発(R&D)投資を通じて創出された優秀な公共技術を中小企業に移転することを成功させ、事業化するよう技術の需要者と供給者をマッチングするイベントである。

2013年に特許庁・中小企業庁の主催で初めて開催された同イベントは、年を重ねるごとにますます拡大しており、これまで計12回のイベントを通じて優秀な約5,900件の公共技術を計414社とマッチングさせ、453件の技術移転意向書を締結する成果を上げた。

2020年は5つの部処が合同で432件の優秀な公共技術を発掘し、それを必要とする中小・中堅企業と連携する予定である。

そのためオン・オフラインでの技術説明・相談を申し込める専用ウェブサイト (<http://ipbiz-roadshow.com/>) を運営し、1部のイベントはKTVのYouTubeチャンネルで生中継することで、新型コロナウイルスにより低迷している公共技術移転および事業化を拡大する計画である。

また、今回のイベントでは、高品質の明細書の作成、海外出願の拡大、技術移転の成果などの分野で頭角を現した4つの機関(※)を「2020特許品質経営優秀機関」に選定して授賞し、2019年に公共技術の移転および事業化の成果拡大に貢献した3つの機関と3名の研究者(※※)に特許庁長賞を授与する。

※浦項工科大学、韓国科学技術院、韓国電子通信研究院、韓国科学技術研究院

※※(機関) 韓国科学技術院、韓国機械研究院付設材料研究所、成均館大学

(研究者) 亜州大学応用化学生命工学科の教授、韓国機械研究院付設材料研究所の責任研究員、
建国大学グローバルキャンパスの教授

政府は、公共研究の成果が埋もれることなく、部処別にさまざまな後続の支援事業と連携して公共技術の移転・事業化を積極的に支援し、さらに、このような努力がイノベーション成長を誘導して雇用が拡大されるなど、国民が体感できる成果につながるよう支援していくと表明した。

2-7 世界5大知的財産強国(IP5)、新型コロナウイルスの危機に共同対応！

韓国特許庁(2020.7.22.)

IP5 共同宣言文を通じて、本格的なポストコロナ時代に備える

韓国をはじめとする米国、日本、中国、欧州の特許庁で構成された、世界五大特許庁会合(IP5)のテレビ会議が、7月21日(火曜)午後9時(韓国時間)に韓国特許庁のソウル事務所で開催され、新型コロナウイルス以降の時代におけるIP5の方向性と課題について議論した。

当初、中国の成都で開催される予定だった今回の長官会合は、中国の要請で年末に延期することを協議していたが、新型コロナウイルス以降の世界的な不況を克服するためには、IP5の共同対応と戦略が急がれると判断し、テレビ会議で行うことにした。

今回の IP5 では、新型コロナウイルスの危機への共同対応の意志を込めた「IP5 共同宣言文」を発表した。

共同宣言文を通じて IP5 は、知的財産が現在の景気低迷を打開するために有用な手段であると認識し、全産業分野での知的財産保護を強化していくことにした。特に、新型コロナウイルスの診断・治療・予防に関する特許および技術情報を透明に公開して関連技術の進展を促進させる計画である。

それとともに、IP5 は人工知能などの新技術分野への協力強化、特許制度の調和による利用者の利便性向上、特許審査の品質と効率性強化を通じた審査結果の予測可能性の向上に向けても継続的に取り組んでいく予定である。

一方、今回の会議に韓国代表として参加した韓国の特許庁長は、新型コロナウイルスが発生した後に浮上した、新型コロナウイルス治療薬などの医薬品に対する公共のアクセシビリティの保証と特許権者の保護という利益相反問題を解決するための IP5 の役割論を強調した。

知的財産が新型コロナウイルスの治療などに関する技術発展と、それによる人類の安全確保に向けた「触媒」として確実に作用するためには、現在の知的財産システムを整備する必要があり、そのために IP5 の知恵を絞らなければならないと提案した。

韓国の特許庁長は、「IP5 という協議体は、世界的な審査積滞を解消するために設立されたが、これからは人類全体が直面している、さまざまな問題に対する対策を提示していかなければならない」と強調し、今後 IP5 の議論の範囲を継続的に拡大していくと述べた。

2-8 特許庁の知的財産 e ラーニングコンテンツを活用する大学が急増

韓国特許庁 (2020. 7. 23.)

賢い非対面教育、知的財産 e ラーニングと一緒に

韓国特許庁の国際知識財産研修院は、新型コロナウイルスの影響で 2020 年上半期は、大学で e ラーニングへの需要が急増したため、知的財産の e ラーニングコンテンツを活用したオンライン講義の人気の高まったと発表した。

2020年上半期に全国の主要大学は新型コロナウイルスの拡散を懸念し、オンライン講義を中心とした授業を運営してきたが、一部の大学は施行初期にeラーニングコンテンツの不足、サーバ問題などで混乱した。

それを受け、特許庁は、大学に181件に当たる知的財産eラーニングコンテンツを無料で提供し、国家知識財産教育ポータルで講義を受けることができるように積極的に広報・支援した。

その結果、延世大学、中央大学をはじめとする35の大学は、特許庁の知的財産eラーニングコンテンツを講義に活用し、上半期の受講生は8,952人となり、前年同期の6,612人に比べて約35%増加した。その中で2020年に制作された「特許情報調査、こんな時に必要」というコンテンツは、若者の起業と就業支援に関する内容であり、大学生が卒業後、実際に役立つように設計され、多くの反響があった。

新型コロナウイルス拡散後の第四次産業革命の加速化、非対面ビジネスの拡大、非対面教育の需要増加など、急激な社会変化が予想される中で、これらの産業現場と労働環境の変化に対応して質の高い教育プログラムを提供するための主要大学の様々な努力が続いている。

知的財産eラーニングコンテンツは、これらの対内外環境の変化に能動的に対応して、学生の競争力を強化することができる優れた方策となり得るため、これを活用してオンライン講義を進めたい大学は、国家知識財産教育ポータル(<https://www.ipacademy.net>)に接続した後、団体教育を申し込めばよい。団体教育の課程開設が初めてである場合は、開設講座の案内およびカスタマイズ型教育課程の運営に対するコンサルティングも受けることができる。

特許庁の国際知識財産研修院長は「ポストコロナ時代におけるオンライン講義の需要が急増している中で、今後も知的財産eラーニングコンテンツの活用を積極的に奨励するとともに、差別化されたコンテンツとサービスを提供して学生が知的財産に容易に近づけるように努力する」と述べた。

忠清南道西部における知的財産センターの看板上掲式および企業懇談会を開催

韓国特許庁は2020年7月24日(金曜)午後17時30分から瑞山(ソサン)商工会議所(忠清南道瑞山市)で、「忠清南道西部知的財産センター」(以下、忠南西部センター)看板上掲式を行うと明らかにした。看板上掲式には特許庁長、国会議員、忠清南道行政副知事、瑞山市長、瑞山市議会議長、瑞山商工会議所会長、唐津(タンジン)商工会議所会長、韓国発明振興会副会長などが参加する予定である。

今回の看板上掲式は産業団地の新規造成などにより増加した忠清南道西部地域における中小企業の知的財産権支援需要を反映して、2020年1月に瑞山に設置された忠清南道西部センターの開所を記念するために催されたものであり、これを契機に忠清南道西部地域所在の中小企業は「中小企業 IP ダイレクト支援」(※)サービスおよび「IP ナレプログラム」(※※)の利用ができるようになった。

※企業の IP に関する隘路事項を随時に相談し解決する緊急支援サービス

※※創業企業が創業初期から IP 問題を克服し、安定的な市場参入および中小・中堅企業へと成長できるよう支援する知的財産能力教科支援プログラム(コンサルティング IP ポートフォリオの構築など)

これにより既存の忠清南道知的財産センター(天安所在)とアクセス性の悪さにより不便であった唐津、泰安(テアン)、保寧(ボリョン)、洪城(ホンソン)、舒川(ソチョン)に所在する中小企業がより簡単に知的財産サービスを受けられるものと期待される。

看板上掲式に先掛けて特許庁長は忠清南道地域における有望な中小企業など10社を対象に企業懇談会を開催し、知的財産基盤の創業促進政策方向について議論を行い、企業の隘路事項を聞く場を設けた。

一方、特許庁は忠清南道西部における知的財産センター以外にも7カ所(※)の知的財産センターについても業務範囲と管轄区域を拡大して、全国の中小企業を対象に密着型の知的財産支援に取り組んでいる。

※京畿道南部(水原(スウォン))、江原道西部(春川(チュンチョン))、江原道南部(太白(テベク))、忠清北道北部(忠州(チュンジュ))、慶尚南道西部(晋州(チンジュ))、慶尚北道北部(安東(アンドン))、慶尚北道西部(亀尾(クミ))

特許庁長は「忠清南道西部地域にはすでに石油化学・自動車産業団地など約 50 以上の産業団地が造成されており、西海岸を拠点に貿易・交通の中心地として今後発展の可能性が高いだけに、知的財産権がポストコロナ時代の収益を創出できるように忠清南道西部の知的財産センターを通じた政府支援を惜しまない」と述べた。

2-10 特許庁、「特許共済」融資商品を販売開始

韓国特許庁(2020.7.27.)

7月27日から共済システム(ipmas.or.kr)から非対面による申込みが可能

特許庁は特許共済事業の委託運営機関である技術保証基金を通じて7月27日(月曜)から共済加入企業を対象とする融資商品の販売を開始すると明らかにした。

特許共済は2019年8月29日(月曜)から施行したが、企業の積立掛金を基盤に運営される共済の特性上、1年間の銀行積立式の掛金商品で加入企業を誘致した後に融資が開始した。

融資商品は知的財産費用に対する融資と経営資金に対する融資で構成され、2019年に共済に加入して12回(月1回の納付)以上掛金を積立てた1,302社が2020年の申込み対象である。

知的財産費用の融資は海外特許・商標出願および国内外の特許権など、知的財産権に関する審判・訴訟などにかかる費用を掛金積立額の5倍まで1.75%の金利で融資し、その後、分割で返済することができる。

経営資金の融資は経営上緊急資金が必要な場合に掛金積立額の90%まで3.25%の金利で融資する商品であり、また、知的財産費用に対する融資と経営資金に対する融資両方とも中途返済手数料の負担を負わない。

特に、新型コロナウイルスの拡大防止のために技術保証基金の営業店を訪問せず、共済システム(ipmas.or.kr)から非対面による融資の申込み、約定などすべての手続きをワンストップで処理できるように顧客の利便性を高めた。

特許共済は 2019 年 8 月 29 日(月曜)に商品の販売を開始して以来、特許・商標・デザインなど知的財産権の確保および保護に対する企業の高い関心を受け、加入規模が着実に増加している。

2019 年の施行初期には集中的な広報と待機需要企業などの加入により、掛金商品の販売開始後、年末までわずか 4 ヶ月で計 1,409 社が加入した。

新型コロナウイルスにより冷え込んだ経済状況にも関わらず 2020 年上半期まで 1,966 社を追加で誘致して全体で 3,375 社が加入し、知的財産関連の中小・中堅企業の資金調達を緩和する金融商品として位置づけられている。

特許庁の産業財産政策局長は、「特許共済の融資商品が国内外の市場において特許などの知的財産紛争により予想しなかった困難に陥っている中小企業にとって頼もしい支援政策になることを願う」と述べた。

2-11 特許創出、戦略的 R&D 企画、知財権紛争対応など中小企業の知財能力を強化

韓国特許庁 (2020.7.29.)

産業団地内の中小企業の知財能力強化のために特許庁と産業部が一体となった。

韓国特許庁は産業通商資源部と共同で産業団地内の中小企業の知的財産(IP)能力の強化および海外市場進出の支援のための政策協力に取り組むことを7月29日に明らかにした。

今回の協力は、知的財産関連の人材・資金・情報不足により産業団地内の中小企業が苦勞している市場進出の失敗、グローバル知財権紛争、事後研究開発不足など、さまざまな隘路事項を解消するために推進され、このために特許庁が運営する 27 の地域知識財産センター(RIPC) (※)と産業通商資源部傘下の韓国産業団地公団の 11 の地域本部におけるマンツーマン専担マッチングを通じて体系的で緊密な協力体系を構築する。

※地域知識財産センターは地域の知的財産権創出および保護・活用のために自治体と協力して運営する知的財産総合支援窓口であり全国 27 ヶ所に構築・運営中

協力体系を基に韓国産業団地公団の地域本部が運営中の全国 88 のミニクラスター (※) 会員社の国内外における知的財産権の確保と知的財産教育および隘路についてのコンサ

ルディング、特許基盤の事業化連携技術開発 (R&BD) の企画支援など現場密着型の知的財産サービスを提供する計画である。

※産業団地を中心に業種・分野別の企業中心の産学研協議体であるミニクラスター(88ヵ所、1万579社)を構築して R&D 事業化および共同 R&BD 支援(産業集積地の競争力強化事業)

具体的には、

(1) 需要発掘：産業団地公団は7月31日から8月14日まで全国88のミニクラスターを対象に企業の知的財産支援需要を発掘するための需要調査を実施する。企業の需要によって今後追加で需要調査も実施し、企業の知的財産の需要に積極的に対応する予定である。

(2) 知的財産コンサルティング：地域知識財産センターは産業団地と企業に所属の専門家を派遣し、知的財産教育・セミナーと企業の知的財産の懸案および隘路事項による関連コンサルティング(※)を実施し、ミニクラスター参加企業の特許ビッグデータ基盤の R&BD 戦略策定などを支援する。

※地域知識財産センターコンサルティング分野：国内外の出願、先行技術調査、特許技術事業化、知財権紛争、ブランド(商標)・デザイン開発支援、知財権一般についての相談、技術取引支援、IP 活用支援、IP 教育など

(3) 国内外の特許出願支援：国内外の特許権確保が急がれる企業を対象に地域知識財産センターでの先行技術調査と優秀な弁理事務所の推薦などの支援など、産業団地公団の地域本部は出願費用(※)の一部を支援する。

※海外特許出願1件あたり700万ウォン以内(70%)、国内特許および実用新案の出願1件あたり200万ウォン(70%)

(4) 支援事業連携：知的財産の一般コンサルティング、特許権利化以外にも産業団地内の中小企業の知的財産能力の強化のために特許庁の企業支援プログラム(※)と連携して特許・デザイン創出戦略の策定、デザイン・ブランドの開発、企業の知的財産経営の診断・構築などの後続支援を行う予定である。

※「グローバル IP スター企業の育成」、「中小企業の IP ダイレクト支援」など中小企業の知的財産支援プログラム

知識と技術の重要性が高まる第四次産業革命時代における中小企業のグローバル競争力の確保のためには知的財産能力が必須であるため、特許庁と産業通商資源部の両機関が有する知的財産と企業支援分野における中核能力を基盤に産業団地製造業のイノベーション能力強化と産業団地入居企業の新規収入創出のために持続的な協力を続けていくこととした。

特許庁長は「知的財産競争力のない企業や国の競争力を担保できない時代となった」とし、「韓国経済発展の中核を担いつつ産業団地の入居企業が知的財産能力を備え、積極的に海外市場へ進出できるように海外知的財産権の確保を最優先的に支援する」と述べた。

2-12 国民の目線に立った「知的財産審査・審判」サービスの導入

韓国特許庁 (2020. 7. 29.)

特許庁、「知的財産審査・審判分野における倫理観向上対策」

- ▶職務関連事件弁理士の推薦・紹介行為の禁止、弁理士公務員の縁故関係を活用した営業禁止
- ▶国民参加審判の活性化、大韓弁理士会との業務協約の締結など 14 の細部推進課題

今後、韓国特許庁公務員はユーザー(職務関連者)に弁理士・特許法律事務所の推薦や紹介行為ができず、また、弁理士(審査・審判事件の担当)も公務員との縁故関係を活用した営業活動を全面的に禁止する。

また、審判事件に対し一般国民の参観を拡大し、技術専門家が手続きに参加できるよう国民参与審判制度を導入する。

特許庁は知的財産審査・審判の公正性・透明性を高めるためにこのような内容を盛り込んだ「知的財産審査・審判分野における倫理観向上対策」を7月30日に発表した。

【政策推進の背景】

特許庁は最近、社会全般の公正性改善に対する国民の高くなった目線を反映し、これまで不公正だと認識できなかった審査・審判の慣行や制度を、国民の目線で客観的に探り、隘路および不便さを、先制的に実行性を持って改善するために対策を講じた。

国民の要求、政府レベルでの公正政策の取組みなどに鑑み、知的財産審査・審判業務の公正性・信頼性を高めるための対策に取り組む方針である。

今回の対策は、「国民の目線に立った知的財産審査・審判サービスの提供」という目標を持って、①制度改善分野、②インフラ改善分野、③疎通・協力分野など3大分野14の細部課題を重点的に取り組む。

特許庁と大韓弁理士会は2020年6月に懇談会を開催し、公正かつ透明な知的財産エコシステムの造成のための相互協力策を模索することと決め、今回の対策はそれによる後続措置として具体的な実践案を設けた。

1. 制度改善を通じて知的財産サービスの公正性および信頼性を高める

知的財産審査・審判事件を担当する弁理士が特許庁職員との縁故関係などをユーザーに知らせるか、またはこれを活用した営業活動を事前に遮断するために弁理士法の改正に取り組む。

知的財産行政の公正性確保に向けて特許庁公務員が自分の職務と関連する特定の弁理士および特許法律事務所を推薦・紹介できないように特許庁公務員の行動綱領を改正する。

また、審査官・審判官および弁理士の倫理規定の強化、審判制度で運営中の回避制度を審査分野まで拡大し、審理終結の予定通知以降3ヵ月以内に審決処理するよう制度を改善する。

2. インフラ改善を通じて審査・審判の透明性および品質を高める

新型コロナウイルスの影響により審査・審判事件に対する非対面の面談が拡大される状況において、ユーザーが場所に縛られず自宅および事務室で映像面談ができるようオンライン映像面談システムを活用した面談を拡大する。

「審査・審判品質委員会」を構成し、終結された主要事件に対する共同分析、政策提言などの役割を果たし、審査・審判サービスの品質向上に取り組む。

この他にも、審判口頭審理・説明会のオンライン中継の導入および事件進行情報のリアルタイムフィードバック強化を通じて透明性を高め、審査官用のビッグデータ活用システムも構築し、技術の専門性も強化する。

3. 疎通・協力により国民参加の拡大および官民協力を強化する

国民の関心が大きい主要審判事件に一般国民が参観し、技術専門家が参加できるよう国民参観の拡大、専門審理委員制度の導入に取り組む。

審判事件の口頭審理を段階的に拡大し、査定系（※）審判事件にも口頭審理を試験的に導入して審理課程の公正性と透明性を高める。

※特許庁審査官の拒絶査定に対しユーザーが不服して審判院に審判を請求する事件

大韓弁理士会および韓国知識財産協会(KINPA)と公正な知的財産文化造成のための業務協約を締結し、官民の倫理パートナーとしての役割を果たすための教育および支援も強化する。

特許庁次長は、「公正かつ透明な審査・審判行政は知的財産行政の信頼度向上および健全な知的財産エコシステムの発展の礎」であるとし、「今回の対策を礎に、知的財産(IP)業界との常時疎通を通じてユーザーが体験する政策を持続的に発掘していく」と述べた。

また、「審査・審判行政の全過程に国民の参加を拡大するなど、手続きの透明性を強化する方向に既存の枠を果敢に革新していく」と強調した。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 不正競争行為の申告、新型コロナウイルスの余波でも増加中

韓国特許庁 (2020. 7. 28.)

不正競争行為調査制度、経済的弱者のための役割を存分に果たす

特許庁は不正競争行為申告センターの受付件数が200件(2020年6月1日基準)を超えたと明らかにした。

不正競争行為調査制度が本格的に施行された2017年12月以降、約2年6ヵ月ぶりに成し遂げた成果であり、特許庁では調査制度の運営における肯定的な信号と評価している。

2020年は新型コロナウイルスの余波により対面調査などが容易ではなかった事情を鑑みると6月1日の200件目の受付に続き、2020年上半期の受付件数(60件)が2019年全

体の受付件数(66件)に近づいている(約91%)など、申告が増加しており、調査制度が経済的弱者のための権利救済手段として位置づけられていると見られる。

実際に不正競争行為申告センターの訪問者は、自営業者や中小企業が多数(申告人の83%)であり、さまざまな悩みが相談されている。

「私が数ヶ月かけて研究して作った紙ブロックの形態を、委託先のオーダーメイド企業が丸ごと模倣して売っているのですが、不正競争行為に該当するのではないのでしょうか」、他人が時間と費用をかけて作った商品形態を模倣して自分の営業に利用する場合、不正競争行為に該当する可能性がある。

主な不正競争行為の類型(2017年8月から2020年6月30日までの期間、計218件基準)について調べて見ると、

(1)商品形態模倣行為：不正競争行為の類型のうち、上記の事例のように商品形態模倣により申告された件数は全体の39%(86件)で最も多い。その理由は、小規模事業者の製造業に従事する割合が高く、その一部は製品開発過程よりも、手軽に他人の努力にただ乗りすることを選ぶからであると推測される。

(2)アイデア奪取行為：2番目に申告が多い不正競争行為の理由はアイデア奪取行為(56件、26%)である。アイデア奪取として申告される分野は電算プログラム、機械、農業資材など、多岐にわたるが、商品形態模倣が中小企業間の紛争である反面、アイデアの奪取は大企業が申告を受ける場合が多いことが特徴である。

※被申告人(大企業)/全体：商品形態模倣(3件/86件)、アイデア奪取(17件/56件)

(3)商品・営業主体混同行為：商品・営業主体混同を招く不正競争行為に対する申告(55件、25%)は、アイデア奪取行為とほぼ同等な水準で受け付けられるが、上半期の受付(23件)件数がすでに同一類型の2019年の全体申告件数(22件)を上回っている。主体混同不正競争行為において保護対象である標識は登録標識以外にも姓名、商号、包装、営業場所の外観など特定人の商品・営業の出所として認識された標識であれば良い。ただし、広く知られていることを要件としているため、小規模事業者が申告する場合は認めてもらうのが容易ではない。

特許庁の産業財産調査課長は、「新型コロナウイルスにもかかわらず申告が増加している理由は、非対面消費によるオンライン取引の活性化を受け、違反行為の把握が容易にな

ったことも影響を及ぼしたと見ている」とし、「他人が努力して開発した商品形態の模倣や取引過程を利用して不当にアイデアを奪取する不正行為に対しては、積極的に対応する一方、人員の増員などを通じて処理期間も改善していく計画である」と述べた。

3-2 特許庁、海外のオンライン模倣品流通対応を強化する

韓国特許庁 (2020. 7. 29.)

中国から、アセアン6カ国および台湾まで拡大支援

韓国特許庁は補正予算 20 億ウォンを活用して海外のオンライン模倣品流通対応支援を中国から、アセアン6カ国 (※) と台湾まで拡大すると明らかにした。

※アセアン6カ国：マレーシア、ベトナム、シンガポール、インドネシア、タイ、フィリピン

※模倣品流通対応：模倣品の証拠収集・分析の後、企業に情報提供および海外オンラインショッピングモールに対する該当スレッド削除の要請

本格的な拡大に先立ち、アセアン6カ国を対象にモデル事業(2020年3月から5月)を実施し、韓国企業の模倣品販売スレッド 845 件の遮断に成功した。

<アセアンにおけるオンライン模倣品の流通対応モデル支援(2020年3月から5月)>



(1)K-キャラクター5つのブランド(BT21、ポロロ、タヨ、トボット、ロボカーポリー)を中心にモデル支援

(2)韓国知識財産保護院の専門人材を活用して 845 件の模倣品スレッドを遮断完了

(3)商標偽変造、デザイン侵害、ロゴ変形などオンラインの模倣品流通被害はさまざま

アセアンオンラインショッピングモール1~2位企業とのMOU締結を通じてアセアン地域におけるオンライン模倣品に対する対応基盤(※)を構築した。

※(模倣品流通対応のMOU) ラザダ (2018年11月)、ショッピー(2020年6月)

特許庁はアセアン 6 カ国および台湾に対するオンライン模倣品のモニタリングは中国とは異なる方式で取り組むことを明らかにした。

中国の場合は少数の専門人材が業務を一括処理する反面、アセアン 6 カ国および台湾の場合は国の数と言語の特殊性などを鑑み「オンライン模倣品モニタリング団(※)」を構成して取り組む。

※(モニタリング団) IP 専門家、経歴断絶女性、未就業の若者など約 200 名で構成され、模倣品の証拠収集・検証、模倣品のスレッドの削除要請の遂行

モニタリング団は約 2 週間の教育を受けて 8 月末から本格的な業務を開始し、新型コロナウイルスにより大半が在宅勤務で業務を行うこととなる。

一方、1 次企業評価を通じてアセアン 6 カ国および台湾における模倣品の流通対応支援に必要な企業 41 社を選定した。

選定された企業別の模倣品流通対応支援は平均 5 カ国以上で行われ、約 200 社以上の企業を支援する効果が期待される。

2 次企業募集は 8 月 24 日から 9 月 11 日の間に行われる予定であり、詳細な内容は事業専担機関である韓国知識財産保護院に問い合わせれば良い。

特許庁の産業財産保護協力局長は「企業自ら増加するオンライン模倣品を取り締まることは難しいため、政府レベルで関連支援を強化していく」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 特許庁、直近 5 年間のホームトレーニング商品に関連する商標出願が 126% 増加

韓国特許庁 (2020. 7. 20.)

ヘルスケアも非対面時代、ホームトレーニングが浮上する

新型コロナウイルスの影響により、YouTube や携帯電話アプリを使って、都合のよい時間に楽な場所で画面に映るトレーナーの動作を真似しながら運動を楽しむことは、周り

でよく見られる日常生活の風景になった。このように、時間と空間を問わず、自宅で誰でも簡単に楽しむことができるホームトレーニングが流行っており、それに関連する商品の商標出願も徐々に増えている。

韓国特許庁は、時間の制約なしに自宅で体や道具を動かして運動できる、ホームトレーニング関連商品（ヨガマット、ダンベル、フォームローラー、ケトルベルなど）の商標出願が徐々に増加していると発表した。

2019年のホームトレーニング商品関連の商標出願件数は506件で、ここ5年間（2015年224件）で126%増加したことが分かった。

[ホームトレーニング商品関連の商標出願現況（単位：件）]



2020年1月から5月まで、上記の商品を指定商品とする商標出願は233件で、前年同期の209件に比べると11.5%が増加した。これは、新型コロナウイルスによる社会的距離の確保のため、ホームトレーニング関連商品の需要が大幅に増加した現在の市場状況を反映していると分析される。

ここ5年間(2015～2019年)の商標出願人の構成を見ると、個人が813件を出願して48%を占め、企業が677件を出願して39%を占めている。その中で中小企業が565件で全体の33%の割合を占めている。

個人事業者および中小企業の出願割合が高い理由は、当該商品の製造と販売分野への参入障壁が高くなく、ますます拡大している市場の需要に迅速かつ弾力的に対応できるためであると分析される。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「ホームトレーニング関連市場は、これまで著しく成長してきており、最近新型コロナウイルスの影響で、多衆利用施設(ターミナル、デパー

ト、地下街、映画館など不特定多数の人々が利用する施設)へのアクセスが厳しくなり、しばらくは高い成長傾向を見せると予想される」とし、「このような傾向により、それに関連する商標出願も増えていくため、消費者に効果的にアプローチできる商標権を先に確保し、予め事業競争力を確保しておくことが重要である」とコメントした。

4-2 外食業に関する商標出願が右肩上がりの増加傾向

韓国特許庁 (2020. 7. 28.)

サムゲタンなど、外食のデリバリーサービスに対する需要が増加

最近、外食業事業と関連する商標出願が増加している。特許庁は2016年に約1万7,000件であった外食業関連の商標出願が2019年には約1万9,000万件に増加し、2020年上半期には約1万件が出願され増加傾向が続いていることを明らかにした。

年度別に外食業関連事業者の商標出願件数を見ると、2016年1万7,010件、2017年1万6,652件(-2.1%)で一部減少したが、2018年1万7,719件(6.4%)、2019年1万9,094件(7.8%)、2020年は、6月までに1万217件と、再び増加傾向を見せていると分析した。

新型コロナウイルス禍により、経済事情が困難な状況においても外食業に対する出願が増加した要因として、在宅勤務と遠隔授業などにより非対面デリバリーサービスに対する需要が日増しに大きくなっているからであると見ている。これは7月3日に統計庁が発表した5月の外食のデリバリーサービスなどの飲食サービスに対する増加率が前年同期比77.5%急増したことでもうかがえる。

一方、中伏を迎えて外食業の中で「サムゲタン」が結合された商標出願件数および登録件数も増加していることが調査された。出願件数は2017年に50件であったのが2018年80件(37.5%)、2019年99件(20%)に増加し、登録件数も2017年32件、2018年49件(34.7%)、2019年77件(36.3%)で毎年増加傾向であることが調査された。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「新型コロナウイルスによる極度の景気沈滞の状況にもかかわらず、外食業に対する商標出願の増加、は自営業者および企業の不況を乗り越えようとする意志が反映されたものと分析される」とし、「徐々に増加するオンライン外食産業を安定的に運営するためには商標権を確保する必要がある」と述べた。

4-3 品質とブランドを強みとする K-ビューティ化粧品の商標出願が増加

韓国特許庁 (2020. 7. 27.)

現存する内国人の最高齢化粧品商標は 61 年前の「太平洋」で、1959 年に登録

韓国特許庁は K-ポップ、K-ドラマなど韓流の影響と K-ビューティ化粧品の品質およびブランドに対する国内外における消費者の好評の増加により化粧品類に対する商標出願が、2014 年に 1 万 5,017 件であったのが 2019 年に 2 万 956 件となり、約 39.6%増加したと明らかにした。

※化粧品類の商標出願：(2014 年)1 万 5,017 件→(2017 年)1 万 9,088 件→(2019 年)2 万 956 件

直近 5 年間(2015 年～2019 年)の化粧品類の商標出願が多い企業(※)は大企業である LG 生活健康とアモーレパシフィックに続き、ロードショップブランドであるザ・フェイスショップ、ミシャ、トニモリーの順であり、とりわけ LG 生活健康とアモーレパシフィックは化粧品類だけでなく全体商標出願件数においても最多出願企業 1 位と 3 位を占めた。

※LG 生活健康(4,698)、アモーレパシフィック(2,391)、ザ・フェイスショップ(975)、ミシャ(758)、トニモリー(716)

※※直近 5 年間の全体類の出願件数：LG 生活健康(7,015)、LG 電子(4,646)、アモーレパシフィック(3,564)

企業形態別における化粧品商標出願の割合は、大企業の割合が 2015 年 11.8%から 2019 年 5.8%に、約半分が減少したことに対し、中小企業の割合は 34.5%から 39.2%、個人の割合は 34.1%から 37.1%に増加し、中小企業および個人が占める割合が 2015 年 68.6%から 2019 年 76.3%に 7.7%ポイント増加した。

これはオンラインによる化粧品の流通が活性化され、独自の生産施設無しに OEM、ODM による委託生産などで中小・ベンチャー企業および個人事業者の化粧品市場への参入が比較的容易になったからであると分析される。

また、非対面によるオンラインショッピングに対する需要が増加し、ハッシュタグ、キーワード検索により需要者がさまざまなブランドに容易に露出され、ブログのロコミにより良質の新しいブランドが短期間で人気を集める点も影響を与えていると見られる。

K-ビューティーブランドが人気となったのは K-ポップ流行の大きな影響を受けていると分析される。韓国を代表する K-ポップアイドルグループの BTS をモデルにした企業のマスクパックは製品の発売後 3 時間で売り切れ、また、化粧品広告のモデルが女優から有名な男性アイドルに変わることも多い。

国内における化粧品の商標のうち、現在まで権利を維持している最も古い商標は「太平洋」であり、1959 年に登録され 61 年間維持されている。一方、100 年前の 1920 年に登録（※）され、最初の化粧品商標として知られている「朴家粉」は顔を白くする白い粉が顔によく付着するように 販売したことで当時は大きな人気を集めた。しかし、「朴家粉」も有害成分による品質問題と類似商品および模倣品が現れ、1937 年に市場から姿を消したという。

※資料出所：韓国民族百科事典

特許庁は化粧品類の商標出願時に、(1) 色相、原材料を表す単語でのみ構成されているか、または類似な色彩を結合し、客観的な意味が商品の色彩を表示する場合、(2) 他人の著名な商標を出願商標に含める場合、(3) 「Cushion、VASELINE、ビビ」のように、取引において化粧品の普通名称や慣用名称として使用される場合、などは審査の段階で拒絶される可能性が高いため、出願時の留意事項として強調した。

特許庁の商標デザイン審査局長は「新型コロナウイルスに対する適切な対応により、K-ブランドのステータスが一層高まり、また、非対面時代を迎え、オンライン取引規模が急増すると予想されることから、ブランドの重要性がますます浮き彫りになる見込み」とし、「特許庁は中小・ベンチャー企業および個人事業者が商標権を簡単かつ素早く獲得し、国内外市場に進出できるよう、さまざまな方法でコミュニケーションを行っていききたい」と述べた。

その他一般

※今号はありません。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム